

親子サークル 参加者募集

園こども保育課 ☎443-2060



保育所(園)・認定こども園などに通っていないお子さんとその保護者を対象に、親子の交流を深める遊びや子育ての仲間作りのお手伝い、子育ての悩み相談などを行っています。

【保育所(園)・認定こども園 親子サークル】

・登録制(年30回開催)

開催時間 / 9:30~11:30

申込方法 / 4月30日(木)までに、直接、希望する保育所(園)、認定こども園へ。

※開催日は施設により異なります。 ※応募多数の場合抽選。複数の同時申し込みや電話での申し込みはできません。

地域	施設名	電話番号	施設名	電話番号	施設名	電話番号
富山	愛宕	432-5052	柳町	432-7051	双葉	435-0222
	和合	435-0386	新庄	432-7290	堀川	421-9456
	岩瀬	437-9675	老田	436-5201	長岡	432-2593
	呉羽	434-2446	古沢	434-1079	三郷	478-2207
	水橋西部	478-0577	太田	424-0564	稻荷元町	441-6719
	浜黒崎	437-9845	月岡	429-4263	ひかり	441-5919
	奥田	431-0606	かたかご	433-2622	わかくさ	492-1193
	愛和	478-1150	めぐみ	441-2305	はりはら	451-1768
	にながわ	421-1701	四方	435-0098	ひろた	451-5430
	くまの	429-4213	神明	421-0761	みずはし	478-0479
	堀川南	492-2201	やまむろ	421-3362	おおひろた	437-9923
	城南もなみ	493-1234	さみどり	471-6176	新庄さくら	452-0139
	アームストロング青葉	421-4090	藤園	432-2292	藤園南	425-2200
	晴雲	435-2626	立正	423-7380	白藤	431-2869
	富山幼	421-5000	紅葉ガ丘	442-1770	新庄幼	451-9777
	石金	421-0884	どんぐり山	436-7590	みどり野	434-0898
	文化	432-4284	めぐみ幼	423-2531	西田地方	421-7481
	とよた	438-5171				

地域	施設名	電話番号
大沢野	青い鳥	467-0928
	大沢野ちゅうおう	468-2656
	大沢野	468-2658
大山	おおしょう	483-1007
八尾	杉原	454-3406
	しんでん	454-2746
	リンデ	454-2621
婦中	古里	469-3177
	ピノキオ	466-6300
	婦中もなみ	469-2000
	鶴坂	466-2321
	みかど	466-2258
山田	山田	457-2553
	細入	485-2010

・登録不要(年7回開催)

開催時間 / 9:30~11:30 ※開催日は施設により異なります。

地域	施設名	電話番号	地域	施設名	電話番号
富山	清水	423-1630	八尾	八尾	454-2203
	雲雀ヶ丘	424-0472		福島	454-6367
	寒江	436-5611		黒瀬谷	454-2860
	池多	436-6200	婦中	朝日	469-2379
	上条	478-1008		宮川	466-2203
大沢野	水橋東部	478-3251	婦中熊野	466-2301	
	笹津	468-2654	音川	469-2001	
	大沢野西部	468-2086	大山	大山中央	483-1805
	船峠	468-2659		福沢	483-1102
	大久保	468-2670			

【子育て支援センター 親子サークル】

※開催日時は施設により異なります。

施設名	電話番号	施設名	電話番号
桜谷	432-4755	東山	436-6810
常盤台	424-9222	まつわか	441-8371
わかば	424-8835	光陽もなみ	421-4964
いちい	429-6161	上滝	483-1043
萩浦	481-7282	じんぼ	469-6676

幼稚園などの子育て支援

園学校教育課 ☎443-2211(市立幼稚園・認定こども園)

園こども保育課 ☎443-2060(私立幼稚園)

【幼稚園・認定こども園 親子サークル】

対象 / 未就園児とその保護者

【私立幼稚園】

▶全園で実施しています。申し込みは、随時、各園へ。

【市立幼稚園・認定こども園】

▶月岡・呉羽・水橋・愛宕・大沢野・大久保・大庄幼稚園、新保なかよし認定こども園で実施しています。申し込みは、5月1日(金)までに、直接、各園へ。

預かり保育も実施しています

対象 / 在園児

利用 / 教育時間終了後、夏休み期間中 など

※利用時間や費用などの詳細は、お子さんの通っている幼稚園などに問い合わせてください。

ご存じですか

「障害者差別解消法」

障 害 福 祉 課 ☎443-2056

障害者差別解消法では、国や市町村などの行政機関、会社、お店などの民間事業者に、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」をしないことや「合理的な配慮の提供」をすることが規定されています。

障害を理由とする差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる「共生社会」の実現を目指しています。

してはいけないこと 不当な差別的取扱いとは

正当な理由なく、障害を理由として、障害のない人と異なる対応をすることです。

【例】 障害を理由に入店や施設の利用を断る 必要がないのに付き添い者の同行を求める



しなければならないこと 合理的配慮の提供とは

障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になりすぎない範囲で対応をすることです。

【例】 筆談や読み上げなど、コミュニケーションの方法を工夫する 段差がある際、キャスターの上げなどの補助を行う



【地域でできること】

- ・地域で書類などを回覧する際には、誰でも読みやすいようにふりがなをつけるなどの工夫をしましょう。
- ・地域の行事が、障害のある人もない人も参加できる行事となるよう、配慮について話し合う機会を設けるなどの工夫をしましょう。

相談したいときは…

それぞれの地域には、身近な相談相手となる「地域相談員」がいます。また、市役所では、障害福祉課をはじめ、各窓口で相談に応じます。気軽に相談してください。

障害のある人に関わる マークを紹介します

これらのマークを見かけたら、障害のある人に対して配慮し、思いやりのある行動を心がけましょう。

障害者のための 国際シンボルマーク



車椅子利用者だけでなく、障害のある全ての人ができる建物、施設であることを示すマークです。

【設置場所】
・トイレ、エレベーター
・駐車場 など

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)の同伴について啓発するためのマークです。

【設置場所】
・公共施設や交通機関
・商業施設 など

盲人のための 国際シンボルマーク



視覚障害のある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器につけられるマークです。

【設置場所】
・押ボタン式信号機
・音声案内装置 など

ヘルプマーク



配慮を必要とすることが外見からはわかりづらい人が身につけることで、配慮が必要なことを周囲に知らせるマークです。

【身につけている人】
・内部障害や難病の人
・妊娠初期の人 など